

【利用者向け】岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業Q&A

問1 医療的ケア児等の住民票は市外にありますが、市内に住んでいる場合は、対象として認められますか。

答1 医療的ケア児等の要件として、「岩国市内に住所を有すること。」としていますので、対象となりません。

利用対象者要件

以下の全てに該当する医療的ケア児等の家族が対象です。

- ・岩国市内に住所を有し、かつ居住の実態があること
- ・0歳～20歳に達する日以降の最初の3/31までの間であること
- ・在宅で家族による看護又は介護を受けて生活している児童等
- ・健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護により医療的ケアを受けていること

問2 主治医から、訪問看護を使うように言われていますが、現在、家族だけで介護しているため、訪問看護を利用していません。対象として認められますか。

答2 本事業は、実際に訪問看護を利用していることが必要となるため、本件については、対象とは認められません。

問3 医療的ケア児等在宅レスパイト事業では、学校への通学、旅行、宿泊を伴う修学旅行など、自宅以外の場所でも利用することができますか。

答3 医療的ケア児等在宅レスパイト事業では、自宅外の場所であっても、ご利用の訪問看護事業所による訪問看護の提供が可能であれば、利用することができます。  
なお、訪問看護にかかる交通費、駐車場代、食事代などは、実費負担となりますので、利用されている訪問看護事業所に相談してください。  
また、学校おける訪問看護の提供については、通学されている学校に利用の可否について、事前にご確認ください。

【事業者向け】岩国市医療的ケア児等在宅レスパイト事業Q&A

問1 市外の訪問看護事業所ですが、委託契約を締結できますか。

答1 以下の事業者要件を満たしていれば、契約を締結することは可能です。

事業者要件

- ・健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者であること
- ・24時間対応体制を整備していること
- ・指定年月日から1年以上経過していること

問2 現在、訪問看護を利用していない医療的ケア児等から、レスパイトの希望がありました。申請してもいいですか。

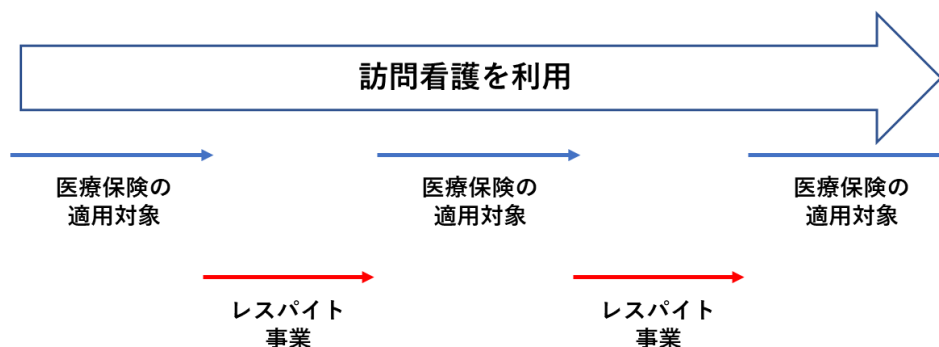
答2 医療的ケア児等在宅レスパイト事業の対象者要件として、現に訪問看護を利用し、医療的ケアを受けている必要があります。  
そのため、本事業によるレスパイトの利用にあわせて、実際に健康保険法上の訪問看護を提供されるのであれば、申請することは可能です。

問3 旅行や宿泊を伴う修学旅行などでのレスパイトの利用を希望されていますが、受けなければならないでしょうか。

答3 訪問看護事業所として、宿泊を伴うような訪問看護の提供が可能であると判断された場合は、自宅以外の場所であっても、本事業を利用することは可能です。  
しかしながら、宿泊は長時間にわたる訪問看護の提供となるため、人員の確保等が難しければ、レスパイトの利用を断っていただいても構いません。  
なお、利用する場合であっても、1年度あたりの上限時間を超える部分については、全額利用者負担となります。  
また、学校の行事における訪問看護の提供については、通学されている学校に訪問看護の提供の可否について、事前の確認が必要です。  
さらに、実費（交通費、宿泊代、食事代等）負担があることを、利用者に説明してください。

問4 1日に訪問看護を複数回利用する場合、「医療保険の適用対象となる訪問看護」の時間と「レスパイト」の時間が混在してもいいでしょうか。  
また、「医療保険の適用対象となる訪問看護」と「レスパイト」の優先順位はありますか。

答4 医療的ケア児等在宅レスパイト事業は、「医療保険の適用対象となる訪問看護」以外に利用する訪問看護利用時間帯が対象となります。  
このため、例のように、「医療保険の適用対象となる訪問看護」の時間と「レスパイト」の時間を混在して利用いただくことは可能ですが、レスパイトを利用する時間帯については、家族や医師と相談してください。



また、優先順位については、「医療保険の適用対象となる訪問看護」が優先となります。なお、本事業は医療保険における自己負担分を軽減するものではありません。

問5 保育所、学校等で、1人の看護師が複数の医療的ケア児等の看護を行う場合も、請求することができますか。

答5 1人の看護師が複数の医療的ケア児等の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間で請求してください。同一時間帯で重複した請求は行えません。